

市町村からのご意見の概要とその対応等について

番号	課題項目	ご意見の概要	対応等
1	女性	第2章2(1)、第4章1 項目が「女性」となっているが、人権問題は女性に限らないのではないだろうか。「性別による」のような表現の方が適切ではないだろうか。	ご指摘のように人権問題は女性に限りませんが、現実的には男女共同参画やDVに係る問題点がありますので、人権問題としては、女性として計画に取り上げ、取り組んでまいります。
2	性的指向、ジェンダーアイデンティティ	第2章2(12)※35 LGBTQ+まで記載すべきではないだろうか。	ご指摘の点については、用語解説、参考統計資料の中で記載しております(※35)が、LGBTQ+の順に記載順を修正しました。
3	人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育	第3章3(7) 3段落目では「～期待します。」、4段落目では「～要望します。」となっているが、それでは弱いのではないだろうか。	マスメディア関係者については、正確な情報を提供するという公共的使命を担っていることや視聴者の基本的人権を擁護するための第三者機関を設立していることから、自主的な取組みを促進すべきものと考えております。
4	企業に対する人権啓発	第3章4① 啓発に努めるだけでは弱いのではないだろうか、啓発だけでなく面接における受験者の人権を必ず侵害することのないようにする必要があるのではないだろうか。	ご指摘のように、企業における採用選考においては、本人のもつ適性や能力に基づいた選考が行われるべきであり、受験者の人権の侵害はあってはならないものです。面接における人権侵害を防ぐためには、公正採用に係る正しい認識が各企業の面接担当者に浸透することが大切であり、県としては、法令による定めを示しつつ、採用面接における人権に配慮した公正な採用選考について周知啓発に努めてまいります。